

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

平成27年3月19日（木）

開催日時 平成27年3月19日（木） 午後2時00分～午後4時59分

開催場所 505会議室

出席委員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

坂本伸之 学務課長

小松正典 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育部参事

志村安 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は高槻委員及び私、森井でございます。

次に非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（９）及び議案第１０１号から第１０７号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○森井委員長

ありがとうございます。

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○森井委員長

初めに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）市議会３月定例会について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）市議会３月定例会についてを報告いたします。

市議会３月定例会は、２月２４日から３月２４日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って報告をいたします。資料No.1をご覧ください。

初めに、市議会３月定例会に先立ちまして、２月３日開催の生活文教委員会において、「教育委員会制度の改正について」、「学校給食センターにおけるPFI導入の検討経過について」、及び「第３次小平市子ども読書活動推進計画（素案）について」の事務報告を行いました。

次に、会期中となりますが、２月２５日から２７日までの３日間には一般質問、３月２日には代表質問がございました。一般質問は２４人の議員から６９件、代表質問は６会派から２１件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、一般質問で１７件、代表質問で７件ございました。

次に、３月３日から５日まで、一般会計予算特別委員会において、「平成２７年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は５日の午後に行われました。

教育部の審査終了後、討論なしで採決が行われ、可決すべきものと決定いたしました。

９日には、総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成２６年度小平市一般会計補正予算」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌１０日には、生活文教委員会が開催され、同じく先の教育委員会で議決いただきました、

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」、「小平市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」、及び「小平市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

なお、3月24日の本会議最終日にて、「平成27年度一般会計予算」、「平成26年度一般会計補正予算」、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う3件の条例につきましての議決がなされる予定でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

(2) 小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、関口教育長から説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(2) 小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

平成27年3月18日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で14校、延べ41学級、中学校で4校、延べ22学級でございます。

各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

(3) 平成27年度中学校給食実施計画について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(3) 平成27年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成27年度の平均年間給食回数は、生徒一人当たり182回を予定しており、最高予定回数は187回、最低予定回数は168回となっております。

今後も、学校給食における衛生管理の徹底と食の安全及び食育の推進に取り組んでまいります。

○森井委員長

ありがとうございました。

(4) 「小平市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止リーフレットの作成について、関口

教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（４）小平市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止リーフレットの作成についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

「小平市いじめ防止基本方針」につきましては、本年度策定し、11月1日から施行しているところでございます。

このたび、基本方針に示した市のいじめ問題への基本的な考え方やいじめ防止に向けた取組等について、保護者、地域の方々、教職員へ広く周知するため、いじめ防止リーフレットを作成いたしましたので、ご報告いたします。

詳細につきましては、小林教育部参事から説明させます。

○小林教育部参事

本リーフレットは、「いじめゼロ」に向けた取組を市、教育委員会、学校、家庭、地域が連携して進めることを目的とし、市のいじめ問題への基本的な考え方や取組のポイントを保護者や市民等に広く伝えるために作成したものです。

初めに、表紙には小平市いじめ防止基本方針において、特に大切にしている五つの小平いじめゼロメッセージを掲載いたしました。視覚的にもわかりやすいものにするため、特に押さえない文章に絞って、記載しております。

次に、表紙を開いていただき、左ページには、いじめ問題への四つの基本的な考え方、右ページには、平成27年4月1日から施行する小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づく三つの組織と教育委員会及び学校の具体的な取組を掲載いたしました。

裏表紙には、家庭、地域と一体となった取組として、家庭で大切にしたい子どもとの会話や、社会生活のルールやマナーにつながる取組、いじめの早期発見に役立つ観点、いじめの相談機関について掲載いたしました。早期発見の観点は、教員だけではなく、家庭、地域でも同じように子どもの変化に、いち早く気づくことができるように掲載したものです。

リーフレットの今後についてでございますが、平成27年4月当初に、小平市立小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭、学校経営協議会委員、学校経営協力者等の地域の方々、全教職員に配付し、保護者会や地域の会合等で活用するなど、いじめ防止の取組の推進に生かしてまいります。

また、市のホームページにも掲載し、市民への啓発を広く行ってまいります。

○森井委員長

ありがとうございました。

（５）第3次小平市子ども読書活動推進計画の策定について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（５）第３次小平市子ども読書活動推進計画の策定についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

「小平市子ども読書活動推進計画」につきましては、本年１月５日から２月４日まで、パブリックコメントを行いました。これらの意見を参考として、このたび、第３次計画を策定いたしましたので、ご報告いたします。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

○湯沢中央図書館長

それでは、第３次小平市子ども読書活動推進計画の策定についてご説明をいたします。資料No.5をご覧ください。

本計画の目的や位置づけ、計画の体系、重点的な取組、計画策定の推進会議など大枠につきましては、昨年１２月の教育委員会定例会でご報告をさせていただきました素案の内容と変更はございません。

素案をもとに実施をいたしましたパブリックコメント等の意見を踏まえ、記載の内容、体裁等をよりわかりやすく整理をして本計画を調整したものでございます。

次ページをおめぐりいただけますでしょうか。パブリックコメントにつきましては、３ページ目の記載のとおり、合計３名の方よりご意見を頂戴しました。計画案への反映状況といたしましては、参考意見としたものが２件、反映をしないものが１件でございました。

また、本計画は、３月１２日に計画の検討組織である図書館協議会での協議を経て、ご了承をいただいたものでございます。本計画書につきましては、３月末までに作成をする予定でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

（６）寄附の受領について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（６）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、琴３面を、山下節子様より、小平第十五小学校、鈴木小学校及び学園東小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金２０万円を、青梅信用金庫様より育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、テント１張りを、青梅信用金庫様より小平第六中学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○森井委員長

(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。
今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。
詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日、報告いたしますのは、4件でございます。うち、新規申請は、1件でございます。
受付番号81、「スミセイキッズフォーラム ファミリーコンサート in こだいら」子育て子守唄・童謡・唱歌ファミリーコンサートは、公益財団法人住友生命健康財団が主催するもので、地域で活躍する団体への支援を通して、社会福祉に貢献するという事業でございます。
そのほかの3件は、いずれも例年承認しているものでございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

(8) 事故報告I(2月分)について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(8) 事故報告I(2月分)についてを報告いたします。
2月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。
詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、事故報告I、平成27年2月分についてご報告いたします。
交通事故は、管理下で、小学校0件、中学校1件、管理外は、小中学校ともに0件でした。
中段をご覧ください。一般事故は、全て管理下で、小学校は3件、中学校で4件でした。項目別状況ですが、小学校では休み時間、放課後等で2件、授業中に1件です。中学校では、クラブ、部活動中に2件、行事等で2件です。1月は、小中合わせて合計7件になります。昨年度の2月の一般事故は、小中学校合わせて7件で、本年度と同数でございます。
それでは、中学校の交通事故の①、小学校の授業中の事故③、中学校のクラブ・部活動中の事故⑤についてご報告をいたします。

まず、中学校の交通事故①でございます。平成27年2月16日、月曜日のことです。午前8時50分ごろ、遅刻をしており、登校を急いでいた生徒が道路に飛び出し、トラックと接触、転倒し、頭を地面に打ったものでございます。意識はあり、出血等の外傷も確認できませんでしたが、念のため救急搬送となりました。

救急搬送するために、現場から当該生徒の保護者に電話をいたしました。通じなかったため、学校に連絡があり、学校が事故を知るところとなりました。

校長は、直ちに教員を現場に行かせ、生徒の状況を確認いたしました。当該生徒は、路上に座らされていましたが、意識があることと、出血がないこと。また、接触した際に倒れて頭を打ったことを聞き取りました。

救急車が到着する前に、当該生徒の保護者と連絡がとれ、保護者が現場に駆けつけ、救急車に同乗いたしましたので、教員は学校に戻って管理職に詳細を報告し、その後、管理職から指導課に報告がございました。

病院での診断の結果、頭部の打撲で、こぶは見られたものの、脳波等に異常はありませんでした。後日、改めて通院はいたしましたが、その後も登校をしております。

学校では、交通事故防止を改めて教職員と確認するとともに、生徒に対し、登校時の安全指導を行いました。

次に、小学校の授業中の事故③です。

なお、本件は、平成27年1月31日、土曜日の事故のため、2月の教育委員会で報告が間に合わず、2月の事故報告とあわせて今月、ご報告をするものでございます。

午前9時ごろ、理科の授業で理科室において、同じ班の児童がふざけてノートを取り、取られた児童が返すように話したところ、ノートを取った児童がノートを投げ返しました。そのノートが左目に当たり、まぶたの縁から血がにじみました。

当日は、学校公開中でしたので、すぐにけがをした児童の保護者に連絡、保護者と副校長が付き添い、眼科での診察を受けました。診断の結果、角膜に傷が見られるものの、目薬の治療で大丈夫とのこと。まぶたの縁の傷も自然に治癒すること。視力の低下は見られないことがわかりました。

ノートを投げた児童は、相手に対して好意を持ち、これまでもちょっかいを出すことがありました。診察後に帰校した際、ノートを投げた児童は、相手に謝りました。

また、夕方に双方の児童の保護者、校長、副校長、担任で話し合いの場を持ちました。けがをした児童の保護者からは、人的な配置も含め、対応に対する要望が出されました。学校からの報告によると、当該児童は、慣れていない大人がそばにいることに非常に敏感な面もあるため、管理職を含め、教員が様子を継続的に見るよう、体制をとりたいという報告がありました。

今後も、必要に応じ、家庭やカウンセラー等とも連携をとりながら、対応をまいります。

最後に、中学校クラブ・部活動の事故⑤でございます。平成27年2月27日、火曜日の午後4時ごろ、当該生徒2名が部活動に参加するために着替えを行っている際、一方の生徒がもう一方の生徒の部活動でのプレイをからかったことから、口論になりました。

口論の際、からかった生徒が興奮して、相手を押し倒し、その後、顔を素足で蹴りました。倒された生徒は眼鏡をかけていたため、眼鏡で鼻のあたりを切りました。

更衣室にいた他の生徒が、けんかをやめさせるとともに、けがをした生徒を保健室に連れていき、あわせて職員室の教員に報告に行きました。

管理職及び学年の教員が状況を聞き取り、さらに切り傷があるので、管理職は病院への搬送を指示、養護教諭は保護者に連絡をし、病院で保護者と落ち合うことにいたしました。

学年の教諭は、状況を把握後に、けがをさせた生徒の保護者にも連絡をとり、報告、学校に来てもらうことにいたしました。

病院は、まず外科で治療を行い、その後、眼科に移動し、目の検査を受けました。検査の結果、視力等に異常はございませんでした。

治療後にけがをした生徒は学校に戻り、双方の保護者の立ち会いのもと、けがをさせた生徒が謝罪を行いました。

部活動顧問は、同じ学年の他の生徒も含め、個別に面談を行い、落ちついた学校生活に向けた指導をいたしました。

○森井委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員長職務代理者

教育長報告事項（１）市議会３月定例会についての中から質問をさせていただきます。

質問内容１１の（３）の質問、答弁内容ですが、こちらの「インクルーシブ教育」という文言がでてきております。このインクルーシブ教育の今後の課題とか可能性、また、それに向けた必要なインフラなどがありましたら、教えていただきたいと思います。

○高橋教育部理事

まず、後段のほうに出ていたインフラなどの話でございますが、本市の場合に、例えば、肢体不自由なお子さんが、通常の学級にというご希望もありましたので、エレベーター等の設置も進んでおります。

インクルーシブ教育の場合、今申し上げたように、インフラだけではなく、そのお子さんの学習をする際に、どの様に合理的な配慮をするかというところがポイントになっており、例えば、草花を観察するとき、肢体不自由なお子さんの場合には、地面に顔を近づけることがしにくいこともございますので、そういった場合に、机をちゃんと置いて、その上に草花を置くなど、教育的な配慮というのが求められているところです。施設的な面だけではなく、そういう教育的な配慮も含めて、今後は、十分に考えていく必要があると考えているところでございます。

○山田委員長職務代理者

よろしく願いいたします。

○森井委員長

よろしいですか。ほかに、何かご質問はございますか。

○三町委員

資料1の説明をいただいた代表質問について、教育委員会制度が変わるということでの答弁をいただいています。

8ページ、9ページのあたりで教育委員会制度の改正について、内容、あるいは、そのあり方を回答していただいております。

ここに書いてありますように、教育委員会としては、政治的な中立性、継続性、安定性を確保しつつ、一般行政との調和を進めるということを書いています。

そういう意味では、教育委員としての立場でしっかりと総合教育会議の場で進めていかなければいけないと思っているところです。

こういった総合教育会議の議題については、教育委員会の事務局と、市長部局の事務局とすり合わせをいただいて、我々と市長の意思疎通が図れるような、そういう形でやっていただけたらありがたいという要望として、話をさせていただきます。

○森井委員長

それでは、私からも、市議会の質問の中に出ておりました特別支援教室について、その内容と今後の当市における取組について、伺いたいと思っています。

○小林教育部参事

特別支援教室でございますが、これまでは通級指導学級に子どもたちが通って指導を受けておりましたが、これとは反対に、通級指導学級の教員が、子どもが在籍する教室に出かけて行って指導を行うというものでございます。東京都は、平成30年度に全ての小学校に特別支援教室を導入するというスケジュールを示しました。

本市におきましては、小学校4校において、巡回指導という形で特別支援教室に向けた試行を行っているところでございますが、どのような形で指導を行っていくのがよいのか、また、指導を受ける学校においては、特別支援教室を各学校に設置いたしますので、その環境の整備や指導のあり方も含め、平成27年度は準備期間ということで検討を行い、今後の実施に向けて準備をしております。

○森井委員長

ありがとうございます。

○高槻委員

代表質問2の教員の資質向上に関する件です。この質問の1の最後のところに、「このような不祥事が三度も起きてしまった背景に、どのような学校の実態があるのかについてどのような認識があるのかを伺います」とあり、これは要するに学校が今どうなっているのかということと、この起きたことに対して、学校側は、教育委員会として、どう考えているか、どういう認識をしているかということの問いだと思えます。

これは、本当に深刻なことで、答弁を見ると、1の最後のところ、「一人ひとりの教員の状況に応じた個に対する指導が、これまで以上に必要だと考えております」とあり、三度も起きてしまったことは、どういう背景があるかということに、答えているように思えなくて、「これまで以上に必要だと考えております」では、ただ言葉で言っているような感じを普通受けるのではないかと思います。

その意味で、この答弁では不十分ではないのかという感じを持ちます。2回でもそうだったのに、3回も起きたことに対して、我々も非常に大きい衝撃を受けていたわけですから、「これまで以上に必要だと考えております」という答えは、「届いていない」と感じました。問いに対する答え方としては、もう少し実のあるものにしてほしかったと思えます。

○高橋教育部理事

前にここで次年度を三つの柱で取り組んでいくということをご報告申し上げたように、ここで申し上げたかったのは、やはり教員の一人一人の内面にかなり踏み込んだような形で働きかけをして、事故を防いでいく必要があるのではないか。

これまでの反省を振り返って、全体で計画を立てて、学校に対しての取組をしてきたものではありますが、それでも十分ではなかったという反省に立ち返り、次年度は、一人ひとりに重点をおきたいということでございます。

予算特別委員会の中でも、議員の皆様にもご質問をいただいているので、ご報告はさせていただきましたが、次年度は、例えば、今年度、事故の原因にあった教員のインターネットやSNSの利用については、教員一人ひとりからアンケートをとって、そのアンケート結果に基づいて、どのように研修をするのか、指導をしていくのかということも含めて、取組を具現化していく。そういうこともございます。最初の答弁では、全体的な内容でご答弁を申し上げます。より具体的な部分については、予算特別委員会なども含めて、ご説明を申し上げます。

○森井委員長

ありがとうございました。

何かございますか。

○高槻委員

この事故の分析をして、問題を解決するというところに、今回の事例を受けて、個人個人の資質や、事件の個別性を十分に分析しないといけないということに至ったということが余り伝わらない表現のように思いました。今の説明を聞いて、よくわかりました。これを読んだときは、「頑張ります」とただ言っているという印象を受けたので、聞いた人は、今のような表現の受けとめ方をしたのだと思いました。

○高橋教育部理事

説明はこれからも繰り返し丁寧に行ってまいりたいと思っております。実際に今申し上げたような研修の計画も現時点から立てて、各学校と調整をしているところでございます。

また、その辺の様子も教育委員の皆様にご報告をしながら、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森井委員長

ありがとうございました。

このこと以外で、皆様から質問はございますか。

○三町委員

報告事項（3）の平成27年度中学校給食実施計画について、質問と私なりの考えを述べさせていただきます。

年間の給食回数ですが、小平第一中学校の3年生が176回ということで、ほかの学校よりも2日分ぐらい回数が少なく、さらに花小金井南中学校の場合、1年生、2年生も他の学校と比べると、9回ぐらい少ないです。少ない理由をまず、お聞かせいただけたらと思います。

○板谷給食センター所長

給食回数の差でございますが、まず、中間試験、期末試験、これが一番大きいかと思います。花小金井南中学校につきましては、試験のときは、給食を食わずに試験が終わったら帰るため、給食が少なくなっているということが大きな差になってございます。

また、学年による差につきましては、修学旅行、3年生につきましては、卒業式、試験期間中など、学年によって、給食を実施する日が異なります。例えば、試験だけ見ましても、やはり10日間の差が出ております。それを食べるか食べないかによっての10日程度の差が生じていると考えております。

○三町委員

事実関係はわかりました。学年の差については、若干3年生が減るというのは、しょうがないかなと思います。小平第一中学校について、さらに少ないということは、これも同じように3年

生だけ試験の後、大半が給食を出さないで帰っているのか、そのところを聞けなかったので、確認をしていただきたいと思います。

やはり学校の判断でということであるのでしょうけれども、同じ中学生、中学校に通わせている親として、試験の後に食事をすることや、給食を出す、出さないというのは、ある意味家庭にかなり影響のあることではないかなと思います。場合によっては、ご家庭で食事を用意するなり、何かの食べ物を買って与えるとか、そういうことをしなければならないので私は、やはり給食があり、しかも、同じ釜の飯を食べて生活をするという考えと同時に、ご家庭の経済的な部分も若干支援をするというのであれば、予算の許す限り実施すべきではないかと思っています。

このことについて、学校にご指導をいただけたらと私の意見です。

○板谷給食センター所長

小平第一中学校について、細かい数字は、今、持ち合わせてございませんが、3年生は、修学旅行や遠足等の行事もあると聞いておりますので、給食センターとしては、実施計画にございますように、最低この回数だけは食べていただきたいということで書いておりますので、実際の給食実施については、学校との調整で考えてございます。

○森井委員長

ありがとうございます。

他にはよろしいですか。

○三町委員

「いじめゼロ」に向けた小平市の取組というリーフレットに関することです。内容として非常にわかりやすく整理されて、ありがたいと思っています。基本方針も地域の方に理解していただくための取組ということなので、周知をしていただけたらと思います。説明の中でも、周知の方法は、保護者会や地域の会合等で配布し、活用するというのですが、周知ともう一つ、周知徹底という言葉があります。せっかく、いじめ防止基本方針をつくり、啓発のために出すということですから、徹底を図ることが非常に大事なのではないかと思っています。

そういう意味では、基本方針そのものや、リーフレット等を実際に保護者会でどのように活用されたのか。あるいは、地域の会合で、いつどんな形で使われているのか。そこまできちんと把握を行った上で、活用状況を図るべきだと、私は思っています。

単に学校にお願いするとか、やるようにということではない取組を考えていただけたらと、これも私の意見ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○森井委員長

このことについて、他にご意見はございますでしょうか。

○山田委員長職務代理者

同じく、この「いじめゼロ」に向けたリーフレットに関してですが、三町委員がおっしゃったとおり、いじめ防止の取組の周知、こちらのリーフレットをはじめ、今後、どのような周知の計画があるのか教えてください。また、その後、こちらの費用対効果のアンケートをとるなど、そういった計画も含めて、どのように徹底して、周知を図っていくか教えていただけますでしょうか。

○小林教育部参事

まずは、4月当初にそれぞれの学年の保護者会において、直接、学級の担任から、学校のいじめの対策についての取組や、市のいじめ防止基本方針について話していただきます。このリーフレットを基に説明していただきながら、学校だけではなくて、家庭や地域でどういったことについて取り組むかといったことを話題にしていただきながら、いじめ防止についての周知と取組の充実を図りたいと考えています。

リーフレットを発行して終わりということではなくて、これを使いながら、各学校が、中学校区で連携し、子どもたち自身の主体的な取組が進むよう、市といたしましても、各学校の取組を十分に把握し、よい取組を発信しながら、いじめ防止の取組の充実につながるようにと考えております。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。

○高槻委員

これを改めて見て、水色の枠の一番上のところに、「わたしたち子どもを取り巻く大人は」とありますが、「わたしたち子ども」みたいにとれてしまうので、よくわかりません。

○小林教育部参事

ありがとうございます。この言葉については、小平市、教育委員会、学校、家庭、地域などをわたしたち大人という言葉で受け、間に「子どもを取り巻く」が入っています。わたしたちと切り出すことで、一人称視点というのでしょうか、自分たちが、子どもを取り巻く中でいじめ問題にこういった姿勢で取り組むのだと宣言する意味を込めて、このような文言にしたところでございます。いじめ防止基本方針の中で定めた言葉ということで、リーフレットのメッセージについても、この言葉を使っております。

○高槻委員

そうなのですが、これを読んだときに、「わたしたち子ども」というのが、子どもだと思いませんか。また、「小平市、教育委員会」というのは要りますか。

○小林教育部参事

いじめ防止基本方針をつくるときには、教育委員会だけではなく、市としての基本方針ということをつくってまいりました。

いじめ防止基本方針の検討会議においても、児童課や、青少年男女平等課をはじめ、いろいろな関係課と取組を進めてまいりましたので、教育委員会だけでなく、市の方針として、このように書いてございます。

○高槻委員

これは、一番下に「小平市教育委員会」と書いてあるわけで、大人についての形容詞は、大人にかかる言葉として、そもそも長過ぎると思います。大人はというのに1行もかけてずらずらと、言葉として美しくないと思います。小平市は大人ですか。

○小林教育部参事

いじめ防止基本方針に照らして考え合わせるときに、「わたしたち子どもを取り巻く大人」というフレーズで、一つの言葉とっております。「小平市、教育委員会、学校、家庭、地域」の中にある「わたしたち子どもを取り巻く大人」であり、そこにいるそれぞれの大人が、自分たちが一人一人、いじめ問題に対して取り組んでいくのだという姿勢を持つという意味で、「わたしたち」という言葉を最初につけたところでございます。

○関口教育長

このリーフレットの件なのですけれども、事務局でいろいろなことのご意見も踏まえたうえで、こういったものができ上がったわけですが、これが最終版というわけではなくて、これを実際に配布して、いろいろな方からご意見をいただきながら、カスタマイズしていこうと基本的に考えております。ふさわしくない表現等があれば、今後、第2段で改訂していきたいと考えております。

それから、事務局に確認ですが、学校教育分野だけではなくて、社会教育分野、または学童クラブなど、子どもの関係の分野にも配布して、周知徹底するということでしょうか。

○小林教育部参事

1万6,000部の印刷を予定しており、子どもの育成にかかわる地域や関係機関に、配布をする予定でございます。

○森井委員長

私の意見と今後に向けて期待ということで、少しお話をさせていただきます。

今回、「いじめゼロ」に向けた小平市の取組というリーフレットは、あくまでも概要版という

ことですが、配布先が保護者・地域を含むということもあり、私としては、すばらしいものができているという感想を持つ反面、もう少しわかりやすい言葉と、具体的な取組が見えるリーフレットになれば、さらによかったなという感想です。

また、このリーフレット自身が、その方針に沿ったものであることは、大前提であるということもわかりますが、むしろ保護者や教員の方もしっかりと読んでいただいて、共通理解を図っていくことが、このリーフレットを配布することの意味ではないかと感じています。

このリーフレットをつくった目的というのは、小平市として、教育委員会として、いじめはどんなことがあっても許されないということを多くの方に知ってもらうことが、必要だと感じました。

リーフレットの作成に当たり、基本方針を多くの方に示し、いじめに対して共通理解を図るための一助となることを期待しております。このような広報・啓発活動が、今後、さらに深まることで、いじめのない安心のまち小平ということで、子どもを取り巻く私たち大人が一致団結して、命の大切さを改めて感じるものとなればと強く思っています。

事務局は、大変だったと思いますが、このリーフレットが、多くの方に活用されることを期待しています。

リーフレット以外で、何かご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○山田委員長職務代理者

今の意見にも若干関係しておりますが、教育長報告事項の（５）第３次小平市子ども読書活動推進計画の策定についてです。

３ページの第２章では家庭、学校、地域だとか、それぞれの場所における読書活動と成果が書かれておりますが、まず、家庭についてはどうかと感じます。

私の息子二人は、小平市内で義務教育９年間を終え、ここで卒業します。

そこで、うちの妻と息子に質問をしました。

長男に、読書が好きになったきっかけはと聞いたところ、中学校の授業での読み聞かせで、すごく興味を持った、星新一という作家がいたことで、その作家以外もたくさん読むように成長しております。

しかし、次男は、どちらかというと学校ではなく、家庭での読み聞かせで、私は、長男も次男も、小さいころは特に読み聞かせをしていた記憶があります。うちの妻も、読み聞かせをしていたなと思います。

そこで、妻に確認したところ、例えば、行政では、教育委員会やそれぞれの場所において、読書活動の推進をこのように図ってきており、家庭での影響というのを強く感じたところでございます。

そこで、何が言いたいかと申しますと、こういった取組は、市民全体に投げかけ、徹底するということは、一概にすぐにできることではなく、例えば、ここにいる大人全員が、常に何かリーフレットを配っておしまいというつもりはないにせよ、常に認識を持って子どもに対して接して

いく、地域に対して発信していくことをやり続けるという姿勢が大事だと感じております。

ただ、子どもに質問をして、学校の授業がきっかけだったということを聞いたときに、非常にうれしく感じました。やはりこの教育委員会の取組というものがしっかり学校に落ち、学校の先生が、しっかり生徒に落としていただけたことが、読書が好きにちゃんとつながっているのだなというのは、あえて家で質問をさせてもらったことで感じることができました。ありがとうございました。意見と感想でした。

○森井委員長

ありがとうございました。

○三町委員

同じ読書活動推進計画のところでの、内容については、以前にお話をいただいていたので、この方向だということでは理解しています。

その中で1点だけ、疑問に思ったのは、パブリックコメントの件数なのですが、3人という数字は、多いのか少ないのか、あるいは興味があるなど、数字についてどう評価されているのかを聞きたいと思います。

○湯沢中央図書館長

パブリックコメント以外でも、小平市子ども文庫連絡協議会ですとか、さまざまな意見をお寄せいただいているということはありません。

パブリックコメント3件の評価ですが、一般的に市のパブリックコメントは、10件前後という例が多いので、少し少ないということはあるのですが、お寄せいただいた中で、参考にさせていただくということです。

○三町委員

いろいろな読書の推進や、活動の推進にかかわるような方からは、もう既に、意見を聞いているということは、そういう方々はあえてコメントをしていないということではよろしいですね。わかりました。

○高槻委員

事故報告の中学校の⑤について、顔を足で蹴ったというのは、穏やかでない感じがするのですが、この子は非常に粗暴であるとか、今までも仲が悪かったなど、前後関係はあるのでしょうか。

○高橋教育部理事

学校からの報告を丁寧に確認いたしました。日ごろから粗暴とか、そういうことは特に話としては挙がってきてございません。

最初は、口論から始まって、だんだん興奮をしてきてしまっていて、相手を押し倒したところに足が出たと聞いております。学校は、細かいシチュエーションを確認するため、子どもを立たせて、いろいろ確認をしながら、報告をつくってくれていると聞いています。報告では、倒したときに、足が出ているということです。

○高槻委員

いわゆる「切れて、歯止めがきかなくなった」ということでは問題だと思ったのです。はずみで足が当たったということならいいのですが、顔を狙って、足で蹴るとするのは、けんかのルールでいくと、逸脱した感じがしました。

○高橋教育部理事

先ほど申し上げた繰り返しになりますが、口論で興奮してしまっていて、相手を倒して、その後に足が出たと、報告を受けています。

周りの友達がとめていますので、大人が来る前に子どもたち同士で、まずその場をおさめ、そして、すぐに対応という形になっています。手がつけられないとか、そういう状況ではなかったと認識しております。

○高槻委員

中学校の男の子はけんかをすることもあります。こういうのはよくないと教えていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

○山田委員長職務代理者

同じく事故報告 I でご説明いただきました①についての確認です。この文章から、道路に飛び出したということは、そこには、横断歩道も信号もなかったという認識でよろしかったでしょうか。

○高橋教育部理事

三叉路のところだということです。横断歩道があったのか、事故報告 I ですので、具体的な場所まで申し上げることはできませんが、場所の確定はできております。

○山田委員長職務代理者

ご指導をしっかりといただいていると思いますが、例えば、信号無視であるとか、横断歩道でないところを飛び出したのかとかは、今後ともご指導のほどをよろしくお願いいたします。

○森井委員長

では、よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○森井委員長

次に、協議事項(1)平成27年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを議題といたします。

関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

協議事項(1)平成27年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを説明いたします。資料No.10をご覧ください。

平成27年度小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として行います。

具体的には、平成26年度と同様に、小学校第1学年につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、35人以下での学級編制を行います。

また、小学校第2学年及び中学校第1学年は、東京都の学級編制基準に基づき、35人以下での学級編制を可能とします。

なお、小学校第2学年は、国の予算措置により、中学校第1学年は東京都の独自施策、いわゆる「中1ギャップ」対応加配措置により、可能となるものでございます。

そのほかの学年及び特別支援学級の学級編制の人数には、変更はございません。

○森井委員長

ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

○三町委員

確認ですが、昨年までと変わってないということによろしいのですか。

○小松学務課長補佐

昨年と変わっておりません。

○三町委員

わかりました。

○森井委員長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、このことにつきましては、原案どおり了解ということで、ご異議はございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

以上で、協議事項（１）を終了いたします。

（議案）

○森井委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第 7 3 号、小平市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第 9 2 号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてまで、以上 2 0 件につきましては同種のものでありますので、一括して取り扱います。

関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第 7 3 号、小平市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第 9 2 号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてまで、以上 2 0 件につきましては同種のものでありますので、一括して説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定により、教育長の身分が変わること、教育委員会委員長の職がなくなること、及び条項のずれが生じること、並びに小平市の組織改正により、体育課がなくなること、生涯学習推進課の業務の一部が市長部局に移ること、担当部長・担当課長制が導入されること、及び課の名称が変更になることなどに伴い、必要な改正を行うものでございます。

初めに、議案第 7 3 号でございませんが、改正法の施行に伴い、委員長の職がなくなることの整理を行うものでございません。

次に、議案第 7 4 号は、改正法による規定の条ずれを整理するものでございません。

次に、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号は、委員長の職がなくなることの整理を行うものでございません。

います。

次に、議案第77号は、条ずれを整理するものでございます。

次に、議案第78号は、組織改正に伴い、体育課がなくなることの整理を行うものでございます。

次に、議案第79号は、組織改正に伴い、課の名称を整理するとともに、担当部長制に対応するための整理を行うものでございます。

次に、議案第80号は、課の名称の整理を行うものでございます。

次に、議案第81号は、組織改正に伴い、生涯学習推進課が所管している「文化財の保護に関すること」及び体育課が所管している「学校施設のスポーツ開放に関すること」を、教育委員会から市長部局の地域振興部長、スポーツ振興担当課長及び文化スポーツ課の職員に地方自治法第180条の7に基づき、補助執行するため、新たに制定するものでございます。

また、併せまして、これまでも実施しておりました就学通知書の発行に関する事務につきまして、明文化いたします。

次に、議案第82号は、地方自治法第180条の7に基づき、文化に関することを市民生活部長に委任していた規定を、本年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づく事務移管とすることに伴い廃止するものでございます。

次に、議案第83号は、課の名称の整理を行うものでございます。

次に、議案第84号の1行目をご覧ください。教育委員会で定める規則は、「(平成18年教委規則第4号)」とありますように、教育委員会の名称が入っております。このたびの組織改正により、教育委員会の所管でなくなることから、この規則を廃止するものでございます。

同様に議案第85号から、議案第88号までの規則を廃止いたします。

次に、議案第89号は、法改正に伴う条ずれの整理、並びに組織改正に伴う担当部長制の整理、課の名称の整理、及び補助執行した事務について、引き続き教育委員会に権限を残すための整理等を行うものでございます。

次に、議案第90号は、組織改正により補助執行した事務についての整理、及び法改正に伴う教育長の身分の整理を行うものでございます。

次に、議案第91号は、法改正に伴い、今後は、教育長の職務代理者は教育委員の中から指名されることから、教育長の職務代理者を規定する現行の規則を廃止するものでございます。併せまして、附則により、組織改正に伴う、課の名称の整理を行うものでございます。

最後に、議案第92号は、法改正に伴い、委員長職がなくなること、また、組織改正により、課の名称が変わることなどに伴う整理を行うものでございます。

○森井委員長

ありがとうございます。

質疑に移ります。質疑は20件を一括して行います。

○山田委員長職務代理者

特に異議はございませんが、今、ご説明があったとおりだと思います。大きく内容の変更があるということではないと認識しております。

そこで、議案第76号について、会議録を議事録に文言を改めているのは、何か理由があるのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

今のご質問は、小平市教育委員会会議規則についての第6章の改正でございますけれども、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、議事録の作成について、法に規定がされました。

その関係で今まで会議録という言い方ございましたけれども、法に合わせる形で議事録としたものでございます。

○森井委員長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論になります。

討論は、20件を一括して行います。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

初めに、議案第73号、小平市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第74号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案75号、小平市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第76号、小平市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第77号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針の一部改正について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第78号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第79号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第80号、小平市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第81号、小平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第82号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第83号、小平市社会教育委員条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第84号、小平市平櫛田中彫刻美術館条例施行規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第 85 号、小平市民総合体育館条例施行規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第 86 号、小平市立体育施設条例施行規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第 87 号、小平市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第 88 号、小平ふるさと村条例施行規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第 89 号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第90号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第91号、小平市教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第92号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

ここで、一旦休憩をしたいと存じます。

3時25分まで休憩といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○森井委員長

それでは、会議を再開したいと存じます。

議案第93号、小平市立小平第十四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第93号、小平市立小平第十四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することに

ついてを説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、小平市立小平第十四小学校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると思われるため、同条の規定により、同校を学校経営協議会を置く学校として指定するものでございます。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

小平市立小平第十四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてをご説明します。

このたび、小平第十四小学校校長から、学校経営協議会を置く学校として指定を受けたい旨の申請が資料のとおりございました。

小平第十四小学校は、昨年度、平成25年5月から文部科学省のコミュニティ・スクール学校運営協議会の推進への取組に係る委託事業により研究を開始いたしました。

平成26年2月までの約2年間、合計19回の推進委員会を開催し、協議を重ねております。

研究に当たっては、推進委員会の委員及び教職員が、市内及び市外の先進校の訪問や、文部科学省主催の地域とともにある学校づくり推進フォーラムに積極的に参加し、コミュニティ・スクールに対する理解を深めるとともに、小平第十四小学校の地域性や学校の特色に即したコミュニティ・スクールについて研究を進めてまいりました。

また、事務局でも、推進委員会のたびに事務局職員を派遣して、その進捗状況を確認してきたところでございます。

その研究の発表は、本年2月10日に、他の研究校とともに、ルネこだいらでお願いし、教育委員の皆様にもご参加いただいたほかに、全国各地から多くの参加者を呼ぶことができました。

現在、小平第十四小学校では、学校支援コーディネーター、放課後子どもクラブなど、さまざまな活動に長年にわたり、多くの地域の方が学校支援活動にかかわってきているという土壌があります。

毎年開催される十四小防災の集いでは、自治会や青少年対策地区委員会等の地域の多くの方が参加し、地域の方とともに、防災・減災について話し合いを行っております。

また、災害時だけでなく、日ごろから地域とともにある学校としての期待を多くいただいているところでございます。

コミュニティ・スクールに指定されることで、学校と地域の方や保護者が連携して課題に対応する仕組みをより充実させていくことができ、さらに学校経営に学校経営協議会委員の意見を取り入れることで、地域の方や保護者が学校に対する要望を的確に捉え、学校だけでは、解決できない課題により迅速に対応していくことができると考えております。

端的に申し上げますと、コミュニティ・スクールでない学校は、学校運営協議会のような会が、

年の回数が決して多くはございませんが、コミュニティ・スクールになることによって、毎月、やはり地域の方や保護者や学校が協議をする場が設けられるというところが、一番大きく変化をし、または、効果が出てくるものと捉えてございます。

また、今まで以上に、学校評価も大事になってまいりますので、地域住民や保護者の視点を取り入れることで、より開かれた学校づくりが充実することを期待しております。

このように、申請書の内容や校長からのヒアリングなど、これまでの取組や経過を検討した結果、小平市におけるコミュニティ・スクールの推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項の各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、平成27年4月1日に、指定を行うことが望ましいと、事務局としては考えているところでございます。

なお、小平市立小平第十四小学校を学校運営協議会を設置する学校として指定することについては、本議案の議決をもって、東京都教育委員会に通知をさせていただきます。

どうぞご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○森井委員長

ありがとうございます。

では、質疑に移ります。ご質問はございますか。

○三町委員

学校評価という捉え方が学校によって違うのでしょうか。それに、学校評価とは関係者評価のことでしょうか。

また、学校評価の改善とは、学校関係者評価を学校経営協議会のメンバーが行い、学校が自己評価のために立てた評価項目、あるいは学校が自己評価として整理した結果について、関係者として検討してもらおうということなのでしょうか。

コミュニティ・スクールは、今まであったネットワークをより強固なものにしていくということで、非常に重要なことですし、教育活動を適正に評価しているのかどうかのチェック機能の強化になると思いますので、進めていただきたいと思います。

○高橋教育部理事

今、ご指摘いただきましたように、学校評価につきましては、基本的には、学校関係者評価と第三者評価、両方をもって学校評価と言うのが、本来、正しい使い方だと認識しております。

ここにある学校評価というのは、今、申し上げた関係者評価を中心に書いているものでございますので、第三者評価は、市としても、システムを考えなければ、なかなかできるところではありませんので、その辺の文言整理は、今後、学校の意図を生かし、用語の使い方も含めて、きちんとしていただきたいと思います。

○森井委員長

よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論となります。

－討論省略の声あり－

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第93号、小平市立小平第十四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を議案のとおり決することにご異議はございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第94号、小平市立学園東小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第94号、小平市立学園東小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてを説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、学園東小学校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同条の規定により、同校を学校経営協議会を置く学校として指定するものでございます。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、小平市立学園東小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてをご説明いたします。

このたび、学園東小学校校長から、学校経営協議会を置く学校として指定を受けたい旨の申請が、資料のとおりございました。

学園東小学校は、昨年度、平成25年6月から、文部科学省のコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の推進への取組にかかわる委託事業により、コミュニティ・スクールの研究を進めてまいりました。

小平第十四小学校と同様に、平成27年2月までの約2年間の間に、合計19回の推進委員会を開催し、協議を重ねております。

研究に当たっては、推進委員会の委員及び教職員が、市内及び市外の先進校の訪問や、文部科学省主催の地域とともにある学校づくり推進フォーラムに、こちらも小平第十四小学校と同様に積極的に参加し、コミュニティ・スクールに対する理解を深めるとともに、学園東小学校の地域性に沿った学校経営について研究を進めてきたところでございます。

研究の発表につきましては、先ほど、小平第十四小学校でご説明したとおりでございます。

また、学園東小学校の場合にも、全19回の協議会が行われてございますが、事務局としてもその進捗状況を確認するために参加をしております。

学園東小学校は、従前から地域の商店街や自治会、青少年対策地区委員会等とさまざまな行事を行い、地域の多くの方が学校支援活動にかかわり、教育活動の充実にご尽力をいただいているところでございます。

放課後子ども教室では、茶道やパソコン、読み聞かせ、ダンスなど、さまざまな分野を地域の方々にご指導をいただいているところでございます。保護者、地域の方によるボランティアでは、算数の授業支援なども行い、まさに地域の教育力を行かした事業を、現在も進めておりますし、これからもさらに発展させていきたいと学校は考えているところでございます。

その中で、特に今申し上げた学習支援のところでは申し上げれば、学習支援がさらに必要な児童や、家庭と連携を実施をしなければならぬ児童も中にはおり、これら多くの対応を考える際、学校保護者や地域がさらに連携し、解決策をともに考え、協力しながら、互いに密接にかかわって児童を育てていく必要があると考えてございます。

学校経営協議会、ご案内のとおり学校運営協議会をこのように呼んでおりますが、この会は、ほぼ毎月開催されるので、先ほどご説明申し上げたように、今以上に連携が図れるものと考えております。

このように、コミュニティ・スクールの指定により、さらなる教育活動の充実に図れることを事務局としても期待しております。これまでの取組や経過を踏まえて、校長からヒアリングを実施した結果、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を掲げる理念は、小平市学校運営協議会の規則第3条第1項を各号に掲げる事項を達成することができると、事務局としては判断をいたしました。

そこで、平成27年4月1日に指定を行うことが望ましいと考えてございます。

なお、小平市立学園東小学校を学校運営協議会を設置する学校として指定することについては、本議案の議決をもって東京都教育委員会に通知をしております。

ご審議のほどをどうぞよろしく申し上げます。

○森井委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。質問はございますか。

—なしの声あり—

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第94号、小平市立学園東小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を議案のとおり決することにご異議はございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第95号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第95号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについてを説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、小平市立小平第三小学校が小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同条第4項の規定により、同校を学校経営協議会を置く学校として、指定の更新を行うものでございます。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについてをご説明いたします。

小平第三小学校は、平成21年4月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受け、平成24年4月に指定の更新を受けましたが、平成27年3月31日をもって、3年間の指定期間が満了となります。

このことから、小平第三小学校校長から、学校経営協議会を置く学校としての指定の更新を受けたい旨の申請が資料のとおりございました。

小平第三小学校のコミュニティ・スクールとしてのこの3年間の主な取組でございますが、資料にもありますように、ここ数年間は、月1回以上の学校経営協議会を開催し、内容も具体的なものを検討・協議してきてございます。

また、具体的には、登下校の見守り活動として、「三小ちゃんみまもりたい」などを立ち上げ、児童の登下校の安全に、学校、家庭、地域が一体となり取り組むなど、さまざまな教育活動を進めてきているところでございます。

さらに、この間、特に平成25年度には、学校、家庭、地域が連携した学校支援活動が他の模範になると認められ、文部科学大臣表彰も受けてございます。

平成27年度以降においても、これらの取組を推進、充実していくことで、小平市における、コミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められると考えましたので、平成27年4月1日に指定の更新を行うことが望ましいと考えてございます。

なお、この申請につきましては、本議案の議決をもって、東京都教育委員会に通知をいたします。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○森井委員長

ありがとうございます。

では、質疑に移ります。ご質問はございますか。

○山田委員長職務代理者

こちらの三小、十四小、学園東小も含めて、基本的には、事前にしっかりと何回か目を通し、ご意見を入れさせてもらい、また、修正を何回か繰り返し、今、手元に届いておりますので、基本的に問題ないと思っております。

これまでのご説明や高橋教育理事のご説明から、小平市では「学校経営協議会」と「学校運営協議会」を使い分けしておりますが、この使い分けについて、もう一度ご説明をお願いします。

○高橋教育部理事

今、委員からもご指摘がありましたように、学校運営協議会規則ということで、規則名称としては、「学校運営協議会」でございます。国も「学校運営協議会」という言い方で、コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を置く学校という言い方をしておりますが、小平市では、特に、学校経営という視点をクローズアップしたいということで、あえて、学校運営協議会ではなく、「学校経営協議会」という言い方をしているところでございます。

より地域の方や保護者、そのメンバーと学校は、学校経営を一体となって考えたいという思いから、名称を使い分けてございますので、資料等、その辺が整理がきちんできていないところが散見されるところは、十分に気をつけて、まとめてまいりたいと思っております。

○三町委員

私も基本的には中身、それから、三小のこれまでの実績からして、特に異を唱えるものではないのですが、これは、事務的なことでの関係なのかということで、事務局にお聞きしたいのですが、三小については、継続が続いているわけですよね。そのときに、新規のものと同じような形の申請書になっていて、平成21年度からのがずっと入っているような形で書かれている。

こういうものは、東京都に報告するために、必要だから書かせているのか、あるいは、必要ではないけれども、学校が挙げてきているのか。そこら辺のことをまず知りたいなと思ったのです。

つまり、必要がなければ、更新を受けるという理由として、きちんと三小はこういう特徴があって、コミュニティ・スクールとしての現状をしっかりと書き、これまでの経緯を整理をし、そして、さらに深めたいこと、あるいは継続したいことをしっかりと書けば、それでいいのではないかなという印象を持ったのです。

そういう意味での事務的なものなのか。もし、そうでなければ、整理できないのか、事務局にお聞きします。

○森田指導課長補佐

指定の更新でございますが、学校運営協議会規則で定めておりまして、更新についても、新規の指定に準用するという規定がございますので、更新ではある場合でも、新規の指定のときと同様に状況の確認といえますか、そういった項目を学校から提出していただいているところでございます。

三町委員のおっしゃるように、更新をしたいという旨の内容を申請書の中で、もう少し工夫したほうがいいのかというご意見もございますので、参考にさせていただければと思っております。

○三町委員

こうやって更新した、これが現状で、さらに工夫・改善までいなくても、今をきちんと維持したいのだと、読んでわかり、そのために、コミュニティ・スクールとしてやりたいのだということがはっきり出れば、そうかという感じになると思います。ご検討いただければと思います。

○高槻委員

私も、同じ印象を持ちました。これは申請書が、指定（更新）となっているから、どうしてもそうせざるを得ないのでしょうけれども、20年、30年たって、学校の沿革を見たとき、玉川上水との関係があるなというのを何回も書くのは、おかしいです。むしろこの申請書そのものを新規の場合と更新の場合は、かき分けるようなものにしたほうがよいと思います。

この様式では書く人は、やはり悩んだのではないかと察します。しかし、長い目でみたら、やはりおかしいことになっているのではないですか。

○高橋教育部理事

お話、ご意見を承りました。指定を受けてからの取組というところが、年数が長くなれば長くなるほど、かなり膨大なものになっていて、果たして、そこまでという話になるかもしれません。

ご指摘のとおり、内容を項目として、今は、この様な形式になっていると思います。軽重はつける必要は当然ありますので、十分検討してまいりたいと思っております。

○森井委員長

私も、両委員と同じ意見を持っています。ある項目について、指定もしくは更新をするときには、この項目は必ず入れてくださいということをごちからから指示して差上げたほうが、学校にとってもありがたいのではないかと考えます。指定を受けてから年数が長くなればなるほど、文章量も多くなりますし、学校にとっても負担が大きくなりますので、事務局としても考えていただければ、より更新や新規での指定に関して受けたいという学校も増えてくると思います。スムーズに指定を受けられるようなシステムづくりに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第95号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第96号、小平市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程の制定についてから、議案第98号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定についてまで、以上3件につきましては関連する議案がありますので、一括して取り扱います。

関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第96号、小平市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程の制定についてから、議案第98号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定については、関連する議案のため、一括して説明いたします。

本案は、平成27年度より東京都公立学校非常勤教員について、一般職非常勤職員制度が導入されること及び配偶者同行休業制度が導入されることに伴い、各規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、ご説明申し上げます。

東京都公立学校非常勤職員につきましては、これまで地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤教員として任用を行っておりましたが、東京都において、総務省より発出された職務の内容が、補助的典型的であるもの、一般職の職員と同一と認められる職、勤務管理や業務遂行方法において労働者性が高い職については、本来、一般職として任用されるべきという通知を受け、平成27年4月から一般職としての任用に変更をされました。

これに伴い、小平市立小中学校等に勤務する非常勤職員について、小平市立学校教職員服務規程、小平市立教職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程、小平市立学校出勤簿整理規程の対象とし、小平市立学校出勤簿整理規程につきましては、非常勤教員固有の制度である傷病欠勤、介護欠勤、勤務を割り振らない日に対応した表示を追加するものでございます。

また、平成27年4月より、有意な継続的な勤務を可能とする観点、つまり、優秀な職員を継続的に勤務を可能とする視点から、配偶者の外国滞在事業を伴う配偶者同行休業制度というものが新たに導入されております。これに伴い、小平市立学校出勤簿整理規定に同制度を取得した場合の表示を追加するものでございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

質疑は、3件を一括して行います。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論には入ります。

討論は、3件を一括して行います。

－討論省略の声あり－

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

初めに、議案第96号、小平市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第97号、小平市立学校教職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第98号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第99号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第99号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、昨年10月から試行的に実施している空き部屋の当日利用申し込みを本格実施すること、及び新仲町公民館の開館に伴う新たな陶芸窯の購入により、小平市立公民館条例施行規則を

改正するものでございます。

施行期日につきましては、別表第2では平成27年3月20日、別表第1では平成27年4月1日を予定いたしております。

詳細につきましては、屋敷中央公民館長から説明させます。

○屋敷中央公民館長

議案第99号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきまして、お手元の「小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」によりご説明いたします。

改正内容は、3点ございます。

1点目は、別表第1、第4条関係の先着予約の受付期間である、「受付期間2の利用申込期限を「利用日の前日」から「利用日」までに改めるものでございます。これは、昨年10月から空き部屋の当日利用申し込みの試行をしてみましたが支障がないことから、本年4月より本格実施するために改正するものでございます。

2点目は、新旧対照表裏面の中段、別表第1の備考の4で、利用申請があった場合のみ、日曜日、休日、夜間に開館する公民館について、利用の申請は、日曜日、休日のほか、夜間も受け付けていないことから、午後5時から午後10時までの間を書き加え、表現を明確にいたします。

3点目は、別表第2、第6条関係の(13)陶芸窯の使用料につきまして、仲町公民館陶芸窯の使用料を1回につき、本焼きは3,400円から2,500円に、素焼きは、1,000円から1,500円に改めるものでございます。仲町公民館の陶芸窯が、ガス式から電気式に変わったことに伴い、窯の電気使用量、及び減価償却費から使用料を算定し直したことによるものでございます。

施行期日につきましては、陶芸窯の使用料は、平成27年3月20日、利用申込期限につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

○森井委員長

ありがとうございました。

質問はございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論には入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第99号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第100号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第100号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

本案は、小平市立仲町公民館、仲町図書館が開館したことに伴い、平成27年4月1日から公民館事業の一部の事務を図書館において行うことから、小平市立図書館処務規程の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

○湯沢中央図書館長

それでは、議案第100号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

2ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正でございますが、仲町公民館・図書館の窓口での受け付けにつきましては、公民館の職員と図書館の職員が共通の業務として行うということから改正をするものでございます。

図書館の処務規程につきましては、第6条におきまして、地区図書館の事務分掌の規定がありますので、こちらを改正することになります。

具体的な改正内容でございますが、第2項、小平市立仲町図書館の分掌事務は、前項各号に掲げるもののほか、小平市仲町公民館の受付事務、並びに学級及び講座の事務に関することとする。これが主な改正内容でございます。

併せまして、第6条の第1項で規定しておりました、集会室の貸し出しにつきましては、具体的には、喜平図書館、上宿図書館で実施しておりますので、第3項として、併せて改正をするものでございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。ご質問はございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論には入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第100号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を議案のとおり決することに、ご異議はございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。

これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時35分までといたします。

午後4時02分 休憩